

**よりそいタクシー（デマンド型乗合タクシー）を利用される方は
「利用登録票」を市役所地域振興課に提出してください。**

西条市丹原地域『よりそいタクシー』を利用するためには、住所や氏名等の事前登録が必要です。

利用予定日より2週間前までに市役所地域振興課へ「利用登録票」をご提出ください。丹原地域内各公民館、丹原総合支所総務課へもご提出できます。

提出方法は、郵送・FAX・メール・持参等にてお願いいたします。なお、お急ぎの場合は下記の問い合わせ先までお電話ください。

登録は随時受け付けています。

＜記入上の注意事項＞

➤世帯ごとに提出してください。

➤ご家族の中で利用予定の方全員をご登録ください。

※年齢などの制限はありません。

➤携帯電話番号は緊急の連絡を行う際にも非常に重要となります。お持ちの方は必ずご記入をお願いします。

➤「自宅前の道が狭い」といった運転手に伝えておきたい情報がありましたら「連絡事項」欄にご記入ください。

➤丹原地域外にお住いの方は登録できませんのでご了承ください。

【お問合せ先】

西条市地域公共交通活性化協議会事務局

（西条市役所地域振興課地域交通係内）

〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地

TEL : 0897-52-1720 FAX : 0897-52-1230

E-mail : chiikishinko@saijo-city.jp